

山LP協第 25 号
令和4年 4月26日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会 長 服部 典之 (印略)

液石法及び関係政省令の運用及び解釈について等の一部を改正する
規程(案)に対する意見募集について(お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、(一社)全国LPガス協会から別添のとおり通知
がありましたのでお知らせします。

なお、この改正案に対するご意見を提出された場合は、当協会へもその写を
ご送付くださるようお願いいたします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail:yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

正会員各位

(一社)全国LPガス協会

液石法及び関係政省令の運用及び解釈について等の一部を改正する規程(案)
に対する意見募集について (お知らせ)

標記につきまして、経済産業省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出(令和4年5月16日締切)をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

また、当協会からは以下の意見を提出する予定です。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいませようお願いいたします。

○経済産業省ホームページ掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595122030&Mode=0>

○主な改正概要

- ・容器、バルク容器、バルク貯槽において火気が上部にある場合または下部にある場合の火気距離の測定方法
- ・容器、バルク容器、バルク貯槽から2m以内に火気がある場合の遮る措置方法
- ・充填容器等に限り、2m以内に火気がある場合の不燃性シートによる火気の遮る措置方法

○全L協提出意見概要

別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

第18条(供給設備の技術上の基準)関係において、容器の頂部から上方の火気に対しては直線距離により測定し、2m以内に火気がある場合については隔壁等で遮ることが示されました。上方の火気に起因する事故はこれまで年間平均何件発生しているのでしょうか。そもそも、LPガスは空気より1.5倍重い性質のため上方に対する火気については、過剰な保安対策は消費者の理

解を得ることが困難なことから除外または2 mの火気距離の緩和をしていただきたい。

それでも規制強化するというのであれば、消費者の理解を得る必要があることなどを踏まえ、上方の火気については新たに隔壁等で遮る措置を実施する必要がある、時間を要することから、なお従前措置を適用していただきたい。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、橋本、安藤

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について等の一部を改正する規程（案）に対する意見公募要領

令和4年4月12日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

今般、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号）別添 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準」について、火気に関する検討結果を踏まえ、その運用を見直すための改正を予定しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

なお、寄せられた御意見については、整理した上で検討の結果を公表することとしておりますが、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

2. 意見公募の対象

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について等の一部を改正する規程（案）」

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和4年4月12日（火）～令和4年5月16日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

（2）郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省産業保安グループガス安全室

パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： lpgas-publiccomment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「パブリックコメントに対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について等の一部を改正する規程（案）」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	

経 済 産 業 省

番 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

年 月 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について等の一部を改正する規程（案）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、年 月 日から施行する。

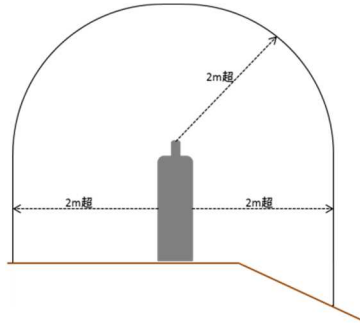
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について等の一部を改正する規程

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）・・・・・・・・・・ 1
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号）・・・・・・・・・・ 6

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号） 新旧対照表
 （改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 20190308保局第5号 平成31年 3月15日 <u>改正</u> 20200408保局第2号 令和 2年 4月10日 <u>〇〇〇〇〇〇〇〇保局第〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日</u></p> <p>別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>第18条（供給設備の技術上の基準）関係 <u>1. 第1号イ中「容器を置く位置から」とあるのは、容器（附属品及びスカートを含む。以下この項において同じ。）を立体的にとらえた外面からをいう。距離は、<u>下図1に示すように、容器の頂部から上方の火気に対しては直線距離、容器の頂部より下方の火気に対しては水平距離により測定する。</u></u> <u>なお、不燃性の隔壁等によって火気を遮る措置が適切に講じられた場合は、当該火気に対し迂回水平距離をとる必要はない。</u> <u>また、屋外に設置されているスチール製等の簡易な容器庫内及び容器を囲うように設置された不燃性の隔壁内は「屋内」とはいえないが、漏えいしたガスが滞留するおそれがあるので、例示基準第4節「漏えいした液化石油ガスの滞留防止のための構造又は措置」を参考に適切な開口部を設けるよう指導されたい。</u></p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 20190308保局第5号 平成31年 3月15日 20200408保局第2号 令和 2年 4月10日</p> <p>別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>第18条（供給設備の技術上の基準）関係 [新設]</p>

図1 距離測定について（第18条第1号イ関係）



2. ～8. [略]

9. 第3号タは、貯槽には2以上のバルブを設けさせ、その一つは必ず貯槽の直近に設けさせるとともに、他の一つは貯槽と他の社会通念上別の工程とみられる箇所に至るまでの間に設けさせればよい旨の規定であり、必ずしも2つのバルブを相近接して設置することまでは要しない。

なお、このバルブの設け方を例示すると下図2のとおりである。

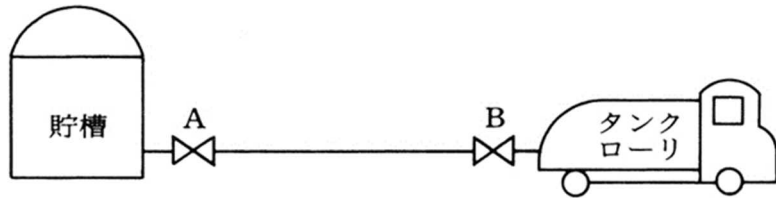
1. ～7. [略]

8. 第3号タは、貯槽には2以上のバルブを設けさせ、その一つは必ず貯槽の直近に設けさせるとともに、他の一つは貯槽と他の社会通念上別の工程とみられる箇所に至るまでの間に設けさせればよい旨の規定であり、必ずしも2つのバルブを相近接して設置することまでは要しない。

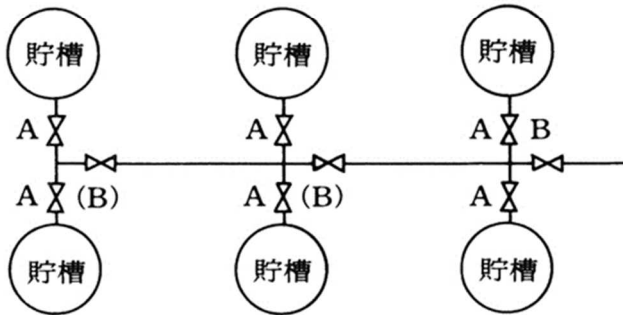
なお、このバルブの設け方を例示すると以下のとおりである。

図2 バルブの設け方の例示

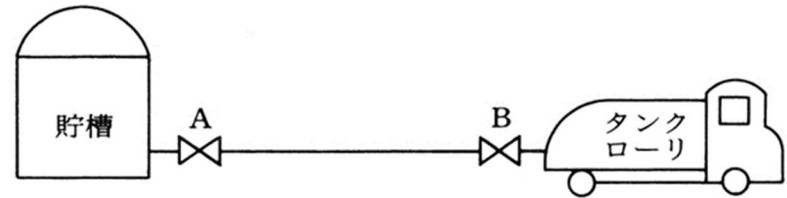
(イ)



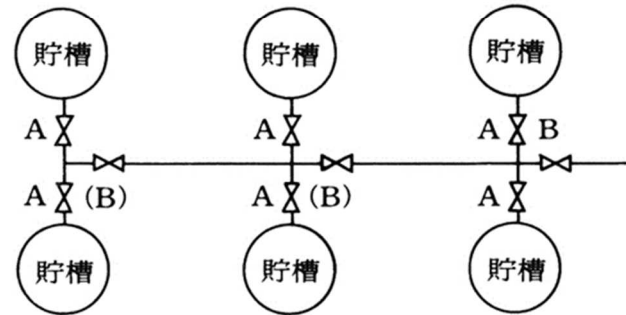
(ロ)



(イ)



(ロ)



10. ~15. [略]

9. ~14. [略]

第19条 (バルク供給に係る供給設備の技術上の基準) 関係

第19条 (バルク供給に係る供給設備の技術上の基準) 関係

1. 第1号ヨ中「その外面」とあるのは、バルク容器及び附属機器の表面をいい、安全弁の放出管は含まないものとする。距離は、下図1に示すように、バルク容器（附属機器を含み、安全弁の放出管等は含まない。以下この項において同じ。）の頂部から上方の火気に対しては直線距離、バルク容器の頂部より下方の火気に対しては水平距離により測定する。

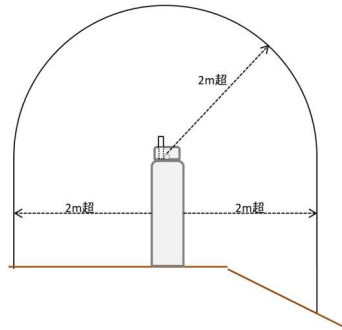
[新設]

なお、不燃性の隔壁等によって火気を遮る措置が適切に講じられた場合は、当該火気に対し迂回水平距離をとる必要はない。

また、屋外に設置されているスチール製等の簡易な容器庫内及びバルク容器を囲うように設置された不燃性の隔壁内は「屋内」とはいえないが、漏えいしたガスが滞留するおそれがあるので、例示基準第4節「漏えいした液化

石油ガスの滞留防止のための構造又は措置」を参考に適切な開口部を設けるよう指導されたい。

図1 距離測定について（第19条第1号ヨ関係）



2. [略]

3. 第3号へ中「その外面」とあるのは、バルク貯槽及び附属機器の表面をいい、安全弁の放出管は含まないものとする。距離は、下図2のように、バルク貯槽（附属機器を含み、安全弁の放出管等は含まない。以下この項において同じ。）の頂部から上方の火気に対しては直線距離、バルク貯槽の頂部より下方の火気に対しては水平距離により測定する。

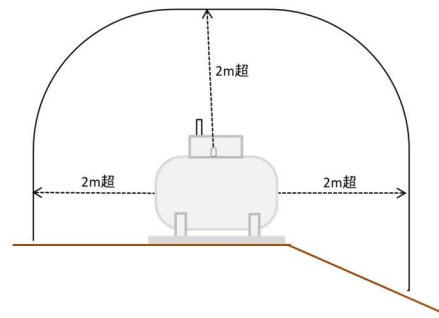
なお、不燃性の隔壁等によって火気を遮る措置が適切に講じられた場合は、当該火気に対し迂回水平距離をとる必要はない。

また、屋外に設置されているスチール製等の簡易な容器庫内及びバルク貯槽を囲うように設置された不燃性の隔壁内は「屋内」とはいえないが、漏えいしたガスが滞留するおそれがあるので、例示基準第4節「漏えいした液化石油ガスの滞留防止のための構造又は措置」を参考に適切な開口部を設けるよう指導されたい。

1. [略]

[新設]

図2 距離測定について（第19条第3号へ関係）



4. [略]

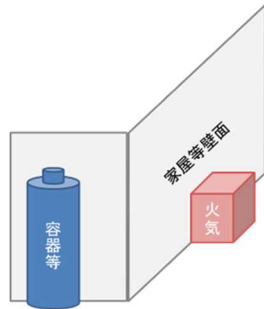
2. [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号 改正 令和3年6月18日 20210531保局第5号 <u>令和〇年〇月〇〇日</u> <u>〇〇〇〇〇〇〇〇保局第〇号</u></p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号 改正 令和3年6月18日 20210531保局第5号</p>
<p>別添 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準</p> <p>13. 火気を遮る措置</p> <p>規則関係条項 第18条第1号イ、第19条第1号ヨ・第3号へ、第44条第2号イ（4）</p> <p><u>充填容器等を置く位置又はバルク容器若しくはバルク貯槽の外</u>面から2m以内にある火気を遮る措置は、次の基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p><u>この場合、この節において、屋外に置いてある充填容器等又はバルク容器若しくはバルク貯槽は「容器等」といい、充填容器等の幅及び高さにあつてはバルブ及びスカートを、バルク容器及びバルク貯槽の幅及び高さにあつては附属機器を含むものとする。</u></p> <p>(1) 屋外に置いてある容器等は、そのままの状態<u>で</u>屋内の火気から遮られているものとする。</p> <p>(2) 屋外の火気に対しては、<u>容器等との間に不燃性の隔壁を次の①及び②の基準に適合するように設け、漏えいした液化石油ガスが火気の方に流動することを遮る措置を講ずること。ただし、家屋等の曲がり先に火気がある場合において、容器等と火気が互いに見えない場合はこの限りではない。</u>（第1図参照）</p>	<p>別添 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準</p> <p>13. 火気をさえぎる措置</p> <p>規則関係条項 第18条第1号イ、第19条第1号ヨ・第3号へ、第44条2号イ（4）</p> <p>充てん容器等を置く位置から2m以内にある火気をさえぎる措置は、次の基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 屋外に置いてある充てん容器等は、そのままの状態<u>で</u>屋内の火気からさえぎられているものとする。</p> <p>(2) 屋外の火気に対しては、<u>充てん容器等との間に不燃性の隔壁を設け、漏えいした液化石油ガスが火気の方に流動することをさえぎる措置を講ずること。</u></p>

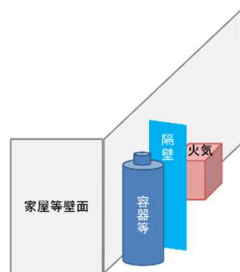


第1図

- ① 隔壁は、液化石油ガスの漏えい時においても倒れないこと。
- ② 隔壁は、火気の設置位置に応じ次の基準のいずれかに適合すること。

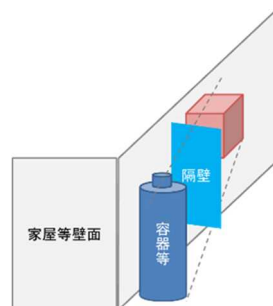
なお、隔壁の設置に当たっては、バルク容器にあつては規則第19条第1号チ及びリ、バルク貯槽にあつては規則第19条第3号ハ（9）及び（10）に規定する液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁の朱書並びに緊急連絡先の表示を妨げないこと。

(i) 容器等の上端と同じ、又は上端より低い位置に上端を有する火気に対しては、隔壁の幅は容器等の幅以上、高さは容器等の上端高さ以上とし、かつ、容器等と火気が互いに見えない幅及び高さ以上の隔壁とすること。また、隔壁と地盤面との間には、隙間がないようにすること。（第2図参照）



第2図

(ii) 容器等の上端より高い位置に上端を有する火気に対しては、隔壁により容器等と火気が互いに見えないようにすること。(第3図参照)



第3図

(3) 充填容器等に限り、屋外の火気に対しては、次の①及び②に適合する不燃性のシートにより、次の③から⑦までの基準に適合するように、漏えいした液化石油ガスが火気の方に流動することを遮る措置を講ずること。ただし、(2)による措置を講じた場合はこの限りではない。
① 不燃性のシートの色は、日光による熱を吸収しにくいものであること。

[新設]

- ② 不燃性のシートの材質は、日光による熱を吸収しにくく、容易に破損せず、かつ、静電気の発生を防止するものであること。
- ③ 充填容器等の全面（充填容器等の地盤面との接触部及び⑥の開口部を除く。）を不燃性のシートにより、まとわせるように覆うこと。この場合において、不燃性のシートと地盤面との間には、隙間がないようにすること。
- ④ 充填容器等と不燃性のシートの間に、充填容器等への入熱を阻害しないための必要な空間を確保するように、不燃性のシートを充填容器等にまとわせること。
- ⑤ 不燃性のシートは、風等によってその位置が移動しないよう固定すること。
- ⑥ 不燃性のシートには、充填容器等が湿気、水滴等によって腐食しないように、かつ、漏えいした液化石油ガスが滞留しないように充填容器等と火気が互いに見えない箇所に適切な開口部を設けること。
- ⑦ 不燃性のシートによって、充填容器等の外面に表示される所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号が見えなくなる場合は、不燃性のシート又は周囲の見えやすい箇所に表示すること。

備考 表中の [] の記載は注記である。